

総務常任委員会

平成26年6月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	伴 吉晴
嶋田 善行	小野 隆雄	木澤 正男
中西 議長		

2. 欠席委員

吉野 俊明

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会 （ 午前9時00分 ）

署名委員 嶋田委員、小野委員

委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、吉野委員より欠席の連絡を受けております。

まず初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、小野委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第17号 斑鳩町協働のまちづくり条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口総務課参事。

総務課参
事

それでは、付託議案1番、議案第17号、斑鳩町協働のまちづくり条例についてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課参
事

それでは、斑鳩町協働のまちづくり条例のご説明の前に、この条例につきましては、平成26年2月20日の総務常任委員会におきまして、素案としてご説明をさせていただき、その後3月4日から18日までの間、パブリックコメントを実施いたしましたので、まず、そのパブリックコメントの結果についてご報告をさせていただきます。

まず、資料1の1枚目、意見募集の結果についてをご覧ください。意見募集の結果については、お配りした資料のとおりでございます。先ほ

ど申しましたように、意見募集の期間は3月4日から3月18日までの15日間で、意見提出の状況といたしましては、2名の方から8件のご意見をいただいております。いただきましたご意見につきまして、4月25日に協働のまちづくり推進委員会を開催し、ご審議をいただいた結果、ご意見を踏まえて修正をしております。

資料を1枚めくっていただきまして、2枚目に、意見の概要と、右の欄に意見に対する町の考え方を記載しております。この意見募集によりまして条例を修正した箇所は1箇所ではありますが、別に、意見募集によらない変更箇所が1箇所ございます。

まず、修正した箇所でございますが、意見番号1番で、第1条の目的において、住民、住民活動団体、事業者、行政がそれぞれどのような立場で参画するのかを記載することが重要だとのご意見がございまして、第1条、目的の2行目におきまして「対等な立場で」という表現を追加するよう修正をいたしております。

また、意見募集に基づかない変更箇所といたしましては、2枚目の裏面、意見番号7番をご覧ください。ご意見といたしまして、付則の経過措置は不要ではないか、という意見の右の欄に、町の考え方といたしまして、経過措置に関する規定は定めないように修正した、としております。これは、推進委員会の委員の任期等に関する経過措置についての規定でございましたが、意見があったから修正したということではなく、この条例の施行予定日前に現推進委員会委員の任期が満了することから、経過措置に関する規定は定めないように修正をしたものでございます。

また、この意見募集の結果につきましては、4月28日から5月23日まで、町ホームページ、各公民館、総務課窓口におきまして閲覧に供したところでございます。

それでは、条例につきましてご説明をさせていただきます。議案書のほうをご覧くださいませでしょうか。1枚めくっていただきまして、条例につきましてですが、まず特徴といたしまして、前文を設けていることとでございます。協働のまちづくりについては、第4次斑鳩町総合計画におきまして重点施策として掲げており、本条例を制定するに当たりまして、その趣旨や理念を強調するためにこの前文を設けております。

ここでは、斑鳩町は歴史文化遺産や歴史的町並み、豊かな自然と固有の風情、たたずまいを醸し出す環境に恵まれ、それらはかけがえのない共有の資産として住民の間に脈々と受け継がれており、これらを後世に引き継ぎたいという思いは斑鳩町民の心からの願いである。住民ニーズの多様化が進むなか、誰もが住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを進めるための取組みが求められており、和の精神のもと、住民と行政が対等な立場で協働のまちづくりを推進していくため、この条例を制定するとしております。

それでは、主な制定内容について、条例の要旨をもってご説明をさせていただきます。後ろから2枚目の要旨をご覧ください。時代の大きな変化に伴い、多様化する住民ニーズに対応するためには、住民と行政が対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携、協力してまちづくりを進めていくことが必要であることから、住民、住民活動団体、事業者及び行政それぞれの役割を明確にするとともに、まちづくりに関する基本理念及び協働に関する基本的な事項を定めるものであります。

1. 主な制定内容についてであります。(1) 目的としまして、第1条関係についてであります。住民、住民活動団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力のある地域社会の実現を図るものであります。

次に、(2) 定義といたしまして、第2条関係についてであります。それぞれの主体の定義について、ここで定めております。

次に、(3) 基本理念といたしまして、第3条関係についてであります。多様な主体がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深めながら対等な関係で協働のまちづくりを推進することと定めております。

次に、(4) 第4条から次のページの(7) 第7条までは、住民、住民活動団体、事業者及び行政それぞれの主体ごとの役割について定めております。

まず、(4) 住民の役割といたしまして、第4条関係についてであります。協働のまちづくりの主体であることを認識し、協働のまちづくりの参加に努めることと定めております。

次に、(5) 住民活動団体の役割、第5条関係についてであります。

活動の社会的意義を認識し、協働のまちづくりの推進に寄与するとともに、広く住民にその活動が理解されるように努めることと定めております。

次に、（６）事業者の役割、第６条関係についてであります。地域社会の一員として、協働のまちづくりについての理解を深め、その推進に努めることと定めております。

次に、（７）行政の役割、第７条関係についてであります。協働のまちづくりを推進するため、情報の提供及び支援体制の整備に努めるとともに、住民及び職員の協働意識の醸成を図るよう努めることと定めております。

次に、（８）第８条から（１１）第１１条までは、協働のまちづくりで取り組む事項について定めております。

まず、（８）情報の共有といたしまして、第８条関係についてであります。住民、住民活動団体、事業者及び行政は、協働のまちづくりに関する情報を相互に提供することにより、情報の共有に努めるとともに、個人情報の保護に配慮することと定めております。

次に、（９）活動拠点の確保、第９条関係についてであります。行政は、協働のまちづくりと住民活動を支援するため、活動拠点の確保に努めることと定めております。

次に、（１０）ボランティア参加への支援、第１０条関係についてであります。行政は、住民が気軽にボランティアに参加できるよう、住民と協働で、総合的な情報提供及び学習・活動の機会の提供に努めることと定めております。

次に、（１１）協働のまちづくり事業への支援、第１１条関係についてであります。行政は、協働のまちづくりを推進するため、住民活動が活発に行われる環境づくりに努め、協働のまちづくり事業を支援することと定めております。

次に、（１２）斑鳩町協働のまちづくり推進委員会の設置といたしまして、第１２条関係についてであります。斑鳩町協働のまちづくり推進委員会につきましては、現在、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例に基づき設置しているところでありますが、斑鳩町協働のまちづ

くり条例の制定に伴い、当該推進委員会の設置につきまして、本条例第12条に規定することとし、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例は廃止するものであります。

次に、(13) 委任、第13 委任についてであります。委任について定めております。

次に、2. 施行期日等についてであります。

(1) 施行期日につきましては、平成26年7月1日から施行してまいりたいと考えております。

次に、(2) 関係条例の廃止についてであります。先ほどご説明させていただきましたように、本条例第12条において、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会の設置に関する規定を定めることから、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例は廃止するものであります。

以上で、議案第17号 斑鳩町協働のまちづくり条例についての説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただけますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 パブコメしていただいて、寄せられた意見も載せていただいていますけど、これまあ、意見としては8件いただいたんですけども、人数は何人やったんですか。

総務課参事 2名でございます。

木澤委員 結構中身についてもしっかり見ていただいて意見いただいているなどというふうに思いましたので、以前も計画をつくるときにパブコメしていただきましたけども、そこからどう広げていくのかという観点で、条例をつくるのにどれだけいただけるのかなというふうに思っていましたけども、こうして関心持っていただいているというふうについては、町のほうとしても、これパブコメしていただいてよかったなというふう

思っています。その中でですね、今後もやっぱり住民の皆さん全体に関心を持っていただくためにどういう取り組みにしていくのかということが、これについては非常に重要だというふうに思うんですが、一定まあ、総括質疑でもですね、1つ1つの問題をきちっと協議していけるような体制をどうつくっていくのかという点でも質疑がされていましたが、生き生きプラザを拠点にして情報ボードで情報を発信していくというようなことについては、具体的に、体制の考え方ですね、報告していただいていますけども、これ、条例つくって1回目ですね、どういう形でいつごろ会議をしていこうと思っているのか、今考えていただいている段階で構いませんので、会議のあり方とその後の情報発信について、どういう体制をとっていこうとしているのかお尋ねしておきたいと思えます。

総務課参
事

ただいまお尋ねいただきました点で、まず、里川議員の総括質疑をいただきました件につきまして、協働について掘り下げて議論は、この委員会でできるのかというようなご意見をいただいていたかと思うんですが、まず、この推進委員会の役割につきましては、条例の12条2項に所掌事務について定義しておりますように、この条例の適切な運用及び見直しに関する事、指針に関する事、その他協働を推進するために必要な事項に関する事ということ、いわゆる協働事業、個々の例えば環境でありますとか保健センターの事業、景観事業、そういったそれぞれの協働事業について、個々の課題を掘り下げて議論する場ではないということでございます。

あと、今後の取り組みについて、また、この条例に基づく委員会の開催の予定等についてでございますが、まず、今現在ですね、住民活動団体の代表者の方でありますとか、いわゆるコアメンバーとして協働のまちづくりの仕組みづくりとかにかかわっていきたく、積極的にかかわっていきたくとおっしゃっていただいている方々によりまして、コアメンバーミーティングというものを開催しております。既に1回開催しております、その中で、例えば情報提供、今後どうしていくのか、例えば住民主導でホームページを立ち上げて、積極的に住民側から情報提供していくべきではないのかということでもありますとか、住民活動団体の

交流会を開催して、いわゆる住民活動、まちづくり、協働のまちづくりに積極的にかかわっていきたくていただいている方々の結びつきを図っていこうという仕組みづくりと申しますか、動きをそのコアメンバーの方々と協議をしていただいております。そういった協議を踏まえまして、ニュースレターの発行というものも、今現在、製作にかかっておられまして、いわゆるこれを行政主導ではなく、住民の積極的なご意見を持っておられる、いわゆるコアメンバーと申しておりますが、そうした方々が中心にニュースレターというものをつくって、これは8月ぐらいに各戸配布をしていきたいというふうに思っておりますが、また、そういった取り組み状況を踏まえながら、7月1日から新たにこの推進委員会に基づく委員の任期が始まりますので、7月中には第1回の推進委員会を持ちまして、そういったことの報告もしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

木澤委員 コアメンバーの方によるミーティングをとということで、今、何団体ぐらい入っていただいておりますか。

総務課参事 何団体ということではないんですけれども、いわゆる団体の代表者という形で参画いただいている方と、全く個人で、そういった団体には属していないけれどもそういう協働のまちづくりに興味があるとか、何かをやりたいけれども団体に属していないから今までできなかった方が積極的にかかわってくださっているということもありますので、先日のコアメンバーミーティングでは、24名の方が参加していただきました。次回コアメンバーミーティングにもその方々を中心に、プラスアルファ、どなたでも参加してくださいよという形で、いわゆるそのコアメンバー、参加していただいた方が、新たに、もっと関心のある方を引っ張ってきていただくというようなイメージで声かけをしていただいております。以上でございます。

木澤委員 その中でホームページもつくっていこうということですけども、それは町のホームページとどういにかかわりっていうんですかね、踏み込み

方っていうんですか、だから、今、町のホームページからじゃないと例えば入れないとかいうことだと、正直あんまり町のホームページ、わかりづらいついていう声もあるんですね。そこはやっぱりどうくっきり浮かび上がらせて、町民の皆さんにアクセスしやすいようにとかいう形であがっていくのかなど。これももう町主導ではなく、参加していただいているメンバーの皆さんでというのは、それはすごいいいことだというふうに思うんですけども、その辺のところはどうなんですかね。

総務課参
事

ホームページについてなんですけれども、ただいまそのあたりにつきましても、そのコアメンバーの中でそういった分野得意な方もいらっしゃいますので、研究をしていっているところでございます。まずは町のホームページからリンクをはるイメージは持っておりますが、もっと住民団体さんに気軽にアクセスしていただけるやり方というのものも、今、研究をしながら取り組んでいただいている、また町も研究していきたいと思っております。以上でございます。

木澤委員

私自身も、具体的にどう進んでいくのかというのはなかなか想定できないなど。ただまあ必要なものだし、この会議の場でその個々のこと、具体的な話はしないということですけども、じゃあその具体的な会議をする職員チーム等ですね、についてもやっぱりこういうものをつくったというのも明らかにして、ここではどういうやっぱり審議、論議がされているのかというような点も、やっぱりつかみながら、今全体としてどういう状況でどんな議論がされているのかというのわかるような形で情報発信をぜひしていただきたいなというふうに思います。

この条例をつくっていくってということについては、特に異議はありません。

委員長

ほかに委員の皆さまからご意見はございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

ちょっと1つ教えていただきたいんですけども、住民と行政が対等な立場で協働のまちづくりを推進していくと。住民と行政が対等な立場

ってというのは、これ、どう、イメージ的にどう考えたらいいいんですかね。

総務課参
事

いわゆるまちづくりにおきまして、行政主導であるとか、行政主導のまちづくりというものが従来のまちづくりの観点からはあったというところがあるかもしれませんが、住民がまちづくりの主役であるという観点で住民と行政の協働のまちづくりはスタートしていくということでありますので、あくまで住民と行政は対等な立場で、どちらが主導する、確かに行政主導で協働のまちづくりを行う事業も、例えば住民主導でまちづくりを行う事業、それぞれの協働のパターンはあるとは思いますが、あくまで、対等といいますのは、行政が主導して、まあ命令という用語弊があるんですけども、行政の指示のもとに住民が動くというイメージはなくて、お互い対等な立場でこの事業をやっていくということでご理解いただきたいと思えます。

嶋田委員

イメージ的にまだ浮かんでこないんですけども、基本的に対等であると、行政と住民は。まずそれがあって、第一だとは思いますが。それで今までから行政主導というても、基本的には対等な立場で連携しあってきたと思うんですけども、ここで対等な立場というのがね、イメージ的にいまいまいちわからないんでね、ちょっとお聞きしたわけなんですけども。

委員長

小野委員。

小野委員

今の同僚委員の疑問っていうんですか、質問、私も同じなんです。確かにパブリックコメントの意見番号1番に、住民からそういう意見が出たので、表現を追加する必要があるのではないかと、それで、ご意見のとおりと。協働のパートナーとして、上下の関係ではなく対等な横の関係であることが協働の原則であると。そもそもね、協働の定義にね、これ、今回も、協働ということに対しての定義にね、共通の目的を達成するために、役割分担しながら連携、協力してっていう言葉が入ってくるんです。だから協働のまちづくりですから、対等な立場は当然なん

ですよ。私もね、今同僚委員が質問、ああいう疑問があるということで、
どういう形やということで質問されたが、ああ、ああいう質問の仕方し
たらどう答えるのかなということですね。私はもう、そろそろこうしてパ
ブコメの中での意見をね。この考え方はその方に渡しておられるん
です、既に。出しておられると思います。

それでね、これはちょっと、まあ蛇足っちゃうたら失礼ですけどね、
協働のまちづくり、協働という言葉が出てきて、この協力して働くとい
う字を書いてね、これももう久しいと思うんですけどね、私もこの言葉が
出てきたときに何回か質問させていただいたんです。その時分は協力の
協に働くと書いてこれきょうどうと読むらしいけどな、どういうことや
ねんということで、何回か質問させてもらった。あくまでそれは対等の
立場で、この今の定義とそのままですよ。役割分担しながら連携、協力
して課題に取り組むと。これ、対等の立場でなかったらこんなことでき
ないです。先ほど参事はまあ、ちょっと苦しいような命令とかいう言葉
ではないんですがと言うているのは、まさしくそうなんです。協働の
まちづくりだから、そういうものも連携、分担しながらその目的に取り
組んでいく、それが協働なんです。だから今回、この協働のまちづく
り条例ということでね、私は最初に入れていなかったのよかったですの
かなと、そのように感想として思いますねんけど。今、どうのこうのとい
うことはあえて言いませんけどね、その点どんな考え方で、これ、この
ご意見いただいて、ご意見のとおりですと、これ入れておきましょうと、
念には念を押すという意味で入れてあるのかなと思いますけどね、それ
にしても、今、同僚委員がね、そのイメージが湧かないと。まさしくそ
うなんです。条例としてはね、イメージが湧かない。何か無駄なこと
があるのかなという感じがしています。それは1つの感想として聞いと
いてくれたら結構ですがね。

ちょっとそれとね、7番の説明のとき、ちょっと聞き漏らしたんです
けどね、これは意見が出たということですか。出てこういう具合に処置
したというのか、何か、パブコメの意見ではないんですがとかいうよう
なことが、ちょっと聞こえたように思うねんけどね、私の聞き損ないや
ったらごめんなさい。ちょっともう1度説明していただけますか。

総務課参
事

意見の7番の経過措置は不要ではないかということに対して、その規定を定めないう修正したということの説明でございます。この方の意見のときにはですね、経過措置は不要ではないかということの理由として、この条例に定めなくとも、規則で定めればいいのではないかという理由が付記されていたということなんですけれども、先ほど説明いたしましたのはですね、この意見を反映してこう修正したということではなくて、この条例が7月1日施行を目指しているということから、今、現推進委員会の任期がちょうど6月末で切れるということになっておりますので、もともとのこの経過措置につきましては、新しい条例の施行予定日がちょうど委員の任期にまたがった場合、経過措置が必要であるという認識で定めておったんですけれども、ちょうど任期が切れるというところがございますので、経過措置はいらぬということで抜いたということでございます。以上でございます。

小野委員

わかりました。その意見をいただいた方のその理由とは違うけど、やはりこういう具合にしてやりましたよということを書いてもらったということで、わかりました。

それでまあ、先ほどの質問に戻りますけどね、このやっぱり協働っていう意味がね、しっかりと皆さんに理解してもらえるような、なんか協働という言葉を使えば、今はやりの言葉ですから、協働のまちづくり条例という、なってくる。やっぱり協働という言葉の重さとか意味とかのをしっかりとね、認識してもらってね、これからもこういうものをどんどんやっていってほしいと思いますのでね。今回のこの条例については、別にあってもなかつてもいいことだと思いますので、私はあえてどうのこうのと言いませんけど、やはり、協働という言葉で行政は進めていってもらっている、それは結構やと思いますしね、住民の方も同じようなそういう形で協力して働いていく、1つのものに向かっていっているという認識があれば、協働の立場とか、その連絡、持っている情報が違いますので、それらをしっかりと連携をとるといって、それが協働のもう第一の目的ですから、今までみたいに行政が持っている情報だけ

で何か進めるとしたら、やはりいろいろなギクシャクしたものになる。だから住民からの情報、それらを綿密に連携を保つ、そういう場所、そういう機会をたくさん持っていってもらって1つの目的に進んでいくという大前提があるということをおね、皆さんも、それからそれに参加していただける住民の方にね、しっかりと認識してもらいたいな、そのように思って、あえてこの言葉は不要ではなかったのかなということをお申しあげておきますので、よろしくお願ひします。

委員長 委員の皆さま方、ほかにご意見はございませぬか。 伴委員。

伴委員 ちょっと教えてほしいですんねんけどね、定義のところね、住民活動団体、③のね、これ、いろいろな団体が、まあ言うたらコアメンバーで参加、今もしていただいて、されている。具体的に、まあ言うたらどういふような活動をされている方が来ていただいているのか、差し障りのないところでちょっと教えていただきたいんですが。

総務課参事 今、まだ第1回をただけですので、今後どういふ方々が参加していただくかとか、または、今参加していただいた方がひょっとしたらもうちょっとということになる可能性もございませぬけれども、今現在ではすね、例えば、環境関係の団体でありますとか、あとは、音楽療法という形でちょっとボランティアをされている団体でありますとか、清掃活動の団体、それから健康福祉分野の団体ですんね、あと歴史分野の団体等の団体が参加していただいています。あと自治会の活動をされていて、もう自治会の役員を降りたので、また何かまちづくりに参加したいなという意思を持って来られた方等もございませぬ。以上でございませぬ。

伴委員 大体イメージがこれで湧きました。それでしたら結局、今度委員会設置されるという中で、結局、次これ、学識経験のある者というのがここにあるんですけど、これはどういふ感じでイメージっちゅうか想定されているわけですか。

総務課参事 この学識経験の方ということでいきますと、24年7月にこの設置条例ができて、設置条例は4月にできておりますけれども、7月から設置条例に基づく推進委員会ございましたので、そのときから、ちょうど当町の歴史まちづくり推進協議会会長もされております高田昇先生に学識経験という区分から委員として就任していただいておりますので、引き続きこの高田先生にご就任をお願いするものと考えております。

伴委員 今、具体的に学識経験のある方が、この方がされるんやなというのはわかりましてんけど、これ10名以内という形でなっておりますねんけど、委員会、あと、人数の割り振りっていいですか、公募によるものなんかは何人ぐらい考えておられるのか、それでまた住民活動団体関係者、このあたりちょっと具体的にどう考えておられるのか教えてください。

総務課参事 まず公募委員は2名ということで考えております。委員は10名以内ということですので、何人という形で特定はないのですが、今現在の推進委員会は7名で動いていただいております。今現在の委員構成でいきますと、自治会関係の方、福祉関係団体の方、あと、NPO団体の代表者の方、観光・経済団体というようなという区分で7名の委員に就任していただいております。以上でございます。

伴委員 ということは今、推進の、条例の、それと同じような感じでこの委員会のほうも考えておられると思ってええわけだな。

総務課参事 大体、区分といたしましては同じイメージで考えております。人数につきましては、今現在7名ですけども、変更の可能性もございます。以上でございます。

委員長 ほかに何かご意見ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 この、先ほど言うていただいたコアミーティングの役割と、協働のまちづくり推進委員会の役割と、そのすみ分けっていうのはどういうふう

になっているんですか。

総務課参
事

コアメンバーと推進委員会の役割のすみ分けについてでございますが、まず推進委員会につきましては、条例12条2項にうたっておりますような、条例の運用、見直しであるとか、指針であるとか、そういったいわゆる枠組みと申しますか、そういったものについて、協働を推進するために必要な事項に関することを協議するという形でなっております、コアメンバーにつきましては、もっとより具体的に、それらを推進していくために、例えば協働の仕組みについて、情報発信について、どのように具体的に進んでいったらいいのかということ、本当に具体的な審議というか話し合いをしていただくと申す役割を持っていただくと。あと推進委員会につきましては、そういったコアメンバーでの審議経過でありますとか、あとは、職員のまちづくりチームもありますけれども、そういったものとの進捗状況でありますとかそういったものの報告ということも推進委員会の場では行っていくと考えております。以上でございます。

木澤委員

コアメンバーミーティングに入っている方と、推進委員会に委員として入っていただく方っていうのは、かぶったりするんですか。

総務課参
事

実際、確かにコアメンバーの方だけで動いていくというのがイメージがつかみにくいという部分もございますので、推進委員会の方から、まずは2名、リーダー的な形で入っていただいております。あと、その推進委員会の方にもコアメンバーミーティングにも参加してくださいよという形ではご案内させていただいておりますので、随時参加されることもございます、以上でございます。

委員長

ほかに何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第18号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案の(2) 議案第18号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をご覧いただきながらご説明をさせていただきます。議案書の最終ページにつけております要旨をご覧ください。

地方公務員法の一部改正に伴い、公務において活躍されることが期待される職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度、配偶者同行休業制度が新たに創設されたことから、当該制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1. 主な制定内容についてでございます。

初めに、(1) 配偶者同行休業の承認、第2条関係についてでありま

す。職員が、配偶者同行休業の申請をした場合、公務の運営上支障がないと認めるときは、その承認を行う旨を定めるものでございます。

次に、（２）配偶者同行休業の期間、第３条関係についてでございます。配偶者同行休業の取得可能期間を３年以内としております。

次に、（３）配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由、第４条関係についてであります。配偶者同行休業の対象となる配偶者の外国での滞在事由を定めるものでございます。

次に、（４）配偶者同行休業の承認の申請、第５条関係についてであります。配偶者同行休業の承認の申請内容等必要な事項を定めるものでございます。

次に、（５）配偶者同行休業の期間の延長、第６条関係についてであります。第３条に規定する３年を超えない範囲内において、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる旨を定めるものでございます。

次に、（６）配偶者同行休業の承認の取消事由、第７条関係についてであります。配偶者同行休業の承認の取消事由について定めるものでございます。

次に、（７）届出、第８条関係についてであります。配偶者同行休業の承認の失効又は取消事由に該当することとなる事項の届出手続きについて定めるものでございます。

次に、（８）配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用、第９条関係についてであります。配偶者同行休業をする職員の業務を処理することが困難であると認められるときは、配偶者同行休業の期間を任用の期間の限度として、任期付採用または臨時的任用のいずれかを行うことができる旨を定めるものでございます。

次に、（９）職務復帰後における号給の調整、第１０条関係についてであります。配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員と均衡上必要があると認められるときは、号給を調整できる旨を定めるものでございます。

次に、（１０）退職手当の取扱い、第１１条関係についてであります。退職手当の取扱いについて、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算においては、配偶者同行休業をした期間の全期間を勤続期間から除く

こととする旨を定めるものでございます。

次に、（１１）斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、付則第２条関係についてでございます。育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、配偶者同行休業により任期を定めて採用された職員を追加するものでございます。

次に、（１２）斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、付則第３条関係についてでございます。人事行政の運営等の状況の公表項目に、職員の休業に関する状況を追加するものでございます。

次に、（１３）斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、付則第４条関係についてであります。企業職員において、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない旨を定めるものでございます。

次に、２．施行期日についてであります。この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第１８号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例についてのご説明とさせていただきます。なにとぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回こういうふうな条例の制定ということで出てきていますけども、そもそもこの法改正がされた目的っていうのはどういうことなんですか。

総務課長 平成２５年の６月の１４日に閣議決定がされました日本最高戦略で、女性の採用とか登用の促進、男女の仕事と子育て等の両立の支援につきまして、まず公務員から率先して取り組むべきであるということとされました。その具体策の１つといたしまして、配偶者の転勤に伴う離職への対応があげられました。これを受け、まず国家公務員について配偶者

同行休業制度を創設するための法律案を検討されて、地方公務員についても、公務員の休業に関する制度といたしまして、国と地方との均衡を図る観点から配偶者同行休業の制度が設けられたということでございます。

木澤委員 丁寧の説明していただいております。要は働く女性を支援するということが条例が定められたというふうに思うんですけども、これ、斑鳩町で現在対象となるような職員さんっていらっしゃるんでしょうか。

総務課長 現在のところはありません。

木澤委員 私、この条例をつくることは非常にいいことだというふうに思いますが、結局まあ心配するのは、やっぱりつくっただけで、とても体制的に適用できないよというふうになってしまわないかなというのが非常に心配なんです。やっぱり職員さんの数が減ってきている中で、1人の職員さんが担っていただいている職務、職責ですね、が非常に重くなってきているということで、公務の運営上支障がないと認めるときはこういうことができますよということですけども、実際にその運用が図れるのかなという点で非常に心配していますので、条例制定してですね、きちっとまあ、なかなかそういうふうに海外に配偶者の方がいらっしゃるという状況も少ないかと思っておりますけども、今後まあ、そういう状況が出てきたときにきちっと運用していけるようにしていただきますようお願いをしておきます。

委員長 ほかに委員の皆さま方、質疑ございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっとこれ、ずっと今、説明を聞きながら、ちょっとわからないところがちょっとあるんですが、期間ですね、一応取得可能期間、これ、主な制定内容の(2)のところに3年以内となって、延長もいけると。これ、基本的に延長延長みたいな形ですっともうこれいけるようにこの条

例はなっておるわけですか。ちょっとこの辺がわかりませんねん。

総務課長 配偶者同行休業の期間につきましては、全期間で3年以内ということになっています。初めの申請期間、例えば1年の申請をされた場合は、続けて3年以内の範囲において、残る2年間について申請ができるということでございます。

委員長 小野委員。

小野委員 ということは、3年が限度やということやね。
それとね、ちょっと意味がわかりにくい。その、企業職員において、配偶者同行休業している期間については、給与を支給しないものと定めるものと。先ほどね、女性のどうのこうのということもおっしゃっていたからね、その戦力を確保するためやったらね、その旦那さん、配偶者がね、企業職員であっても国家の公務員であってもね、私は同じじゃないのかなと。なぜ企業職員の場合はそうして給料出して、もう向こうへ、まあ退職して行ってもらうのと一緒ですわね、その形としてね、給料出さないということになってきたらね。だから、なぜそこを区別、国家公務員が海外へ行く場合だったらってということやね、先ほどからの説明やったらね。公務員が相手の場合と、企業職員と公務員ってなぜ区別するのかね、ちょっとあまり理解できないんですけどね、その点について、部長、答えてくれる。

委員長 乾総務部長。

総務部長 この条例の中で企業職員の給与の関係を規定をしております。これにつきましては、給与を支給しないという旨を定めるということですが、当然、一般職の役場の職員についても、当然給与は支給しないということになっております。これは地方公務員法で、この配偶者同行休業をしている職員については給与を支給しないということで規定をされております。ただ、この企業職員については、給与の条例は別に定め

ておりますので、人事あるいは給与の関係は企業職員は別の条例を定めておりますので、今回この改正に伴って、この給与の関係については支給しないという規定を、改正をするということで、あわせてこれは改正をするということでございますので、これは斑鳩町役場職員と同じ扱いということでございます。企業職員は条例が別でございますので、その条例を一部改正を行うということでございます。

小野委員 斑鳩町の企業職員においてやね。水道のほうの企業職員。いや、一般的な企業職員とちょっと勘違いしていました。すみません、わかりました。

委員長 ほかに何か質問、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案の(3) 議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明

させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をご覧いただきながらご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の最終ページにつけております要旨をご覧いただきますようお願いいたします。

近年、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を保護するため地域防災力の重要性が増加している一方で、少子高齢化の進展、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっていることに鑑み、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることを目的として、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。こうした背景を受け、本町消防団への積極的な加入を促進することにより、消防団の活動の充実強化を図ることを目的として、団員の任用要件を拡充するため、消防団の区域内に在勤している者を任用可能とするとともに、任用時における年齢の上限要件を撤廃するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、1. 主な改正内容についてでございます。

(1) 任用要件の拡充、第3条第1号及び第2号関係についてでございますが、団員の任用要件に関し、当該消防団の区域内に勤務している者を追加するとともに、45歳未満としている年齢の上限要件を撤廃するものであります。

(2) 失職要件の改正、第5条第2項第2号関係についてでございますが、団員の失職要件について、転住又は転勤により、第3条第1号に規定する当該消防団の区域内に居住又は勤務している者のいずれの資格にも該当しなくなったときに改めるものでございます。

次に、2. 施行期日についてでございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力といった特性を生かしながら、地域住民の生命や財産を守るために日夜活動していただいております。しかしながら、近年、少子・高齢化社会の到来や産業構造の変化に伴いまして、全国的に消防団員は減少傾向にございます。本町におきましても、消防団員の確保を図るため、町広報による啓発や地元消防団員の皆さま方に勧誘をいただいているところではございますが、平成26年5月末現在の本町消防団の団員数は、条例定数100人に対しまして85人となっており、今後も同様に減少傾向になるとも懸念されているところでございます。このような状況であることから、消防団員となることができる者の要件を緩和し、消防団員の安定的な確保を図るために本条例改正を行うものでございます。

また、消防団員数の減少傾向につきましても、本町消防団本団役員会でも以前から懸念されており、この任用要件の拡充の内容につきましても、本町消防団役員会におきましてご相談をさせていただきましたところ、賛意をいただいているところでございます。

最後に、近隣市町村等の消防団の任用要件につきましてもご説明をさせていただきます。住所要件に在住に加え在勤としているところは、市部では、奈良県内の12市のうち、奈良市、生駒市、葛城市の3市、また、近隣の町村については、生駒郡では、斑鳩町を除く3町全て、北葛城郡では、王寺町、河合町の2町、また、年齢要件につきましても、任用要件に年齢の上限を設けていないところは、市部では、奈良県内の12市のうち、奈良市、大和郡山市、天理市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市の8市、また、近隣の町村については、生駒郡では、平群町、安堵町の2町、北葛城郡では、上牧町、広陵町の2町、磯城郡では、川西町、三宅町、田原本町の3町全てとなっており、特に今日まで問題はないというふうに聞いております。

以上で、議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。なにとぞよろしくご審議を賜りまして原案どおりご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 団員をふやすために年齢上限を撤廃するという事で、大体何人ほどふえると見込んでおられるんですか。

総務課長 現在、消防団のほうからもですね、年齢要件が45歳未満であったということから、何人かの方々がですね、そういうふうな強い志があって消防団のほうで十分活動ができるという方もいらっしゃるどころ、その年齢要件によって入れなかったという方もいらっしゃいます。そういった方について、数名の方いらっしゃいますので、そういった方の分については必ずふえてくるのかなというふう考えております。

嶋田委員 そうしたら80、90の方が入りたい言うて、それでふえると考えておられるわけなんですか。撤廃したということは、例えばですよ、80、90の人でも入れるということですね。その今おっしゃったその年齢要件にあわないと、超えていたという方は大体何歳ぐらいなんですか。

総務課長 消防団のほうから聞いておりますのは、40代後半とか、50代の程度ということで伺っております。

嶋田委員 60、定年になったと、これから地域社会に貢献したいんやと、消防団に入りたいという考えでもって、60定年の、そうしたら65を上限にしようとか、まあ65ぐらいまでは生活のために働いて、それから社会に貢献したいから消防団に入ると考えておられる方がいるかもしれないから70を上限にしようとか、そういうふうなね、ことであれば理解できますけども、ただ団員をふやすさかいに年齢の上限を撤廃するということではね、どう言うんですかね、何の策も弄していない、何も考えていないというふうに、僕自身は捉えます。

常識で考えて、まあ80、90の人が消防団に入りたいと言わはるわけはないとは思いますが。ただし、言わはった場合に、見た目、身体壮健であれば、断る理由ないですね。消防は縦の社会で、例えば45の人が

役職持つてはると。そこら辺でね、大分高齢の方が入ってこられて、その組織としてどうなるのかということもまず考えてもらいたいし、団員をふやしたいということであればもうちょっと考えて、例えば何らかの条件で消防団をやめなあかんようになったと。やめてしまって年数がたって、しかしその条件がなくなってまた消防団に再入団したいんやと、そういう方であれば、即戦力ですね。そういうことも考えて言っているのかどうか、そこら辺どうなんですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 まず、この年齢の上限を設けるかどうか、これにつきましては種々検討をさせていただきました。先ほど課長が説明させていただきましたように、県内の多くの市町村では年齢の上限をというのを定めておられません。上限を定めておられるところについては、年齢の上限を例えば45歳未満とか、48歳未満とか、55歳未満とかいうような形で、それぞれ年齢の上限が違っております。その設定をされたそれぞれの理由というのがあるとは思いますが、本町といたしましては、仮に何歳未満というふうに上限を定めたとしても、いろいろな考え方もございますので、それでいいのかということになりますので、そうしたことから上限を定めておられないところについてはこれまで何ら問題ないということがございますので、あえて上限を設定、今回の改正におきましては、年齢の上限を定めていないということがございます。

それとあと、もし高齢の方が来られたらというお話でございますけれども、これにつきましては当然、入団の希望がございましたら、分団長のほうで面談ですね、面談をしていただいて、いろいろ消防団の活動について説明をしていただきます。当然入団される方もそれを聞いて理解をしていただいてですね、そして、それが、その方がその体力、あるいは気力がそれについていけるかどうかということも、当然自分も判断されて、そして分団長もそういう判断をされるわけがございます。その中で、この方やったら消防団活動はいけるやろうという判断をしていただいたら、当然それを団長に申しあげて、そして町長が承認をして、団長

が任用するという形になっておりますので、当然その中で、やっぱり体力的に無理だろうという判断をされたら、やはりお断りするということも出てくるのではないかというふうに思います。

それと、もう当然消防団は階級の社会でございますので、当然年齢の高い方が入って来られたら、当然今までの現団員の方と年齢が逆転するということが当然出てまいります。これは当然入っていただく方も、当然その辺は理解をしていただく必要もございまして、そしてやはりお互い、現団員さんも理解をしていただくと。まあ年齢は逆転するけれども、いわゆる階級は新入団の方やということで、その辺はやはり理解をしながら活動をしていただくということになります。

それとあと、一旦例えば町外へ出られて退団された方おられるとしたら、当然また斑鳩町に戻ってこられましたら、当然また入団をしていただくということになりますので。その場合はもう当然、新入団ということに、再入団ですけれども新入団1年目ということになりますけれども、団員として活動していただく、もし希望があれば入っていただけるということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

嶋田委員 今の説明聞いていますと、まず、分団長面談の上で判断されると、結局、上限設けなくて入団の判断はその分団に任ずということですね。もう分団に責任をおっかぶせているような気がします、まず。

それと、私が何らかの事情で消防団をやめられた、その事情がなくなってまた再入団したいと言うたんは、他町へ移ったとかそういうことやなしに、家庭の事情もあるやろうし、いろいろな事情でもってやめられたと。しかし、その事情がなくなったら、消防活動が再開できると、そういうふうな方のことを言っているんであって、他町へ移られた云々の話ではないんです。もちろん他町へ移られた方のこともあります。ただし、今のこの条例で、一旦やめられて再入団はできるんですか。

総務部長 していただけることはできますので、今も当然、条例改正で前でも、そういう形で再入団はできるということでございます。

嶋田委員 再入団できるということは今まで聞いたことなかったのですが、これはいいこと聞かさせていただきました。

それとですね、やはり年齢の上限は、私は設けるべきだと思います。今、とにかく話し合っただけで理解していただいとおっしゃったけれども、書いたものがないんですわ。その方が強行に言うてこられたら、どう言うんですか、今までの慣例はもう完全に無視されることになってきますよ。書いたものでもあればね、いいんですけどね。まこと消防団員ふやしたいということであれば、女性団員の入会も認めていくべきではないかなと思います。

年齢条件に関しましてはね、僕は正当な理由が必要であると、このように思っております。

総務部長 これまでも年齢が45歳未満の方で入団を希望されている方がございましたけれども、やはりいろいろな面談の中で、やはりこの方は適当でないということでお断りをしていただいたと、当然分団で分団長のほうで面談をしていただいて、町のほうに報告があつて、そしてお断りをしたということがございますので、当然そういう形でこれからも同じようにやっていただいたらというふうに思いますし、それとあと、女性の関係については、当然今の条例でも、男女の関係はうたっておりませんので、女性の方も、団員も入っていただけるということでございます。まあ、現状としては今おられませんけれども、女性団員も入っていただけるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

嶋田委員 女性団員オーケーという、今初めて聞きましたね。そういうシステムになっています、消防団自身。

委員長 池田副町長。

副町長 システム云々より条例自体は女性を排除していないわけです。たまたま今日まで女性の入団申し込みがなかったということでございます。どこにも排除していないです。

嶋田委員　そうしたら今までね、町の広報やとかで募集してはって、女性も入れますよと、そういうふうな文言はあったんですか。もう適当にね、その場限りの今、あれですやないか。

副町長　女性も入れますよとそういう広報はやっていないです。消防団員募集ってやっています。

それと、今後、そうしたら国のほうで地域防災力の強化、法律できました。中高年、女性の方の消防団員を積極的にふやして、どの町村でもあまり、女性を入れるけども入ってこられなかった。そうしたらもっと消防団、また町も女性の消防団員の勧誘についても、もっと今日まで以上に積極的に勧誘しなさいという、法律でも明示されておりますので、これについては当然、本団また分団とも相談させていただいて、広報についてはどうあるべきかはさせていただきますけども、現時点で今質問されたことに対しまして、乾部長については、女性は排除していないという事実を答えさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

嶋田委員　女性は排除していないというのか、女性はもう眼中になかったと、基本的に私は消防団に入っていて、今までの言動から見てそのように思います。とにかくですね、消防団員をふやすということは、私は重要なことだと思っております。ただし、安易なふやし方では消防団、これから活動していく上では差し障りがあると思えますので、この条例に関しましては、閉会中の審議も含めましてですね、継続審査打っていただきたいと思えます。

委員長　今、嶋田委員の提案されました継続審査の案件についてはですね、ちょっと最後に議論させていただきたいと思えます。まずはですね、この条例の案について、今、理事者の説明に対してですね、委員皆さま方からのご意見がありましたら、質疑等ありましたら先にお受けしたいと思えます。その後で継続審査案件についてまたお諮りさせていただきたい

というふうに考えております。 小野委員。

小野委員 今同僚委員がこう質問した中でね、私も過去に消防団員であったときもあるんですよ。それでね、先ほどからのこの議論の中でね、私は何か町のほうが勘違いしているのと違うかなと。言うてみたら、その志があつてね、町のために消防団に入ってというような方だったらね、まあ生業持っているから消防署のほうが志願できないからということでやっていただいている方もたくさんおられます。ただしね、今団員が少ないからということで、私もやめるときには、必ず、後釜っちゅうたら失礼ですけど、団員を減らすことはできないので1人を探してきてくれと。その方、今まあ活躍してもうてますけどね。例えばね、先ほどね、何人かその見込みってということで聞かれたら、何人かいてたと。それで40代後半とか50代後半がいてたと。その人たちはね、ちょうどこの条例があるから断る理由にこれを使っておられる、それが主なんです。だからね、これを撤廃してもね、何か理由つけて断られると思うんです。そういう先ほどから議論の中で、定年ぐらいになってやはり地元の活動をするという、そういう思いがあつて消防団活動をしますよという人は、私は少ないと思うんです。もうリタイヤして、別に消防団のような危険が伴うようなね、こと、そして自分の、まあ言うたら子どもとかそういう人たち、今までの団員暦が多い人の命令を、それこそ命令ですわね、受けて、動かなければいけない。それをね、あえてやってくる人はいないと思うんですよ。だから、この撤廃するということに対してね、全く私は期待ができない。

それと今までから、現役の消防団員の同僚委員がおっしゃっているようにね、やはりその方が加入することによる組織としての不協和音、それは町の方が思っている以上のものは、私はあると思います。実際自分が10年間消防団に所属したときには、もういろいろなことがありました。やはり先輩団員でね、まあはっきり言うて酒癖の悪い人なんか、私は喧嘩しにいったこともありますよ。私が消防団員をやめるという決心したのは、旅行先でのいろいろなことがあった。この人らと同じ、先輩ですわね、先輩団員やしね、その人たちの火事に対する心構え何やのと。

旅行先でこれ火事起こしたら、同じ団員でいてたらもうどうしてもというような、その決心で、その旅行帰ってから分団長に退団申し入れやっただんです。それも、その人たちは私の上司っていうんですか、班長とかそういう位におられる方やからね、私らただの団員やからね。そういう心構えがね、違う人もたくさんおられるんですよ。

今、その年齢要件を撤廃してね、団員をふやすというのにはね、これはものすごいリスクがあると思うんですよ。年齢だけで入れたらな。区域内に勤務している方を追加する、これは私は効果的やと思います。年齢制限はこのまま置いておくほうが、私はそういうリスクもないやろうし、そして、年齢制限がね、撤廃されましたからって勧誘にいてもね、ほかの理由で言われるの、もう確実ですよ。まあ今、女性団員っていうの、私も初めて聞きましたけどね。女性も探しにいくっちゃうか、大概今の団員がふやすためにいろいろなコネやとか使って誘いにいっているんですよ。それで、仮にですよ、そういう推薦、団員の推薦があつて、分団長が面接してそれを断るということは、ほとんど私はできていないと思います。まして団員をふやさなければいけないという上からの、上からっていうのおかしいけど、やっぱり町からもそういう要望があつてね、されていたら、しかもその団員の中から推薦してくる。80のおじいちゃん連れてきたと。なんでやの、これ撤廃なってからふやさなあきませんねやろということでその団員が言うたときにね、それを面接してどうのこうのって、3条にそう書いてあるのかな、分団長にその、どう言うんですか、責任を持たずということは、私はまた酷やと思うんですけどね。

それとね、一旦家庭的な事情で退団されて、まあ50になってきたとき、この45歳というのがあるために再入団ができないという解釈の仕方は、私はおかしいと思います、新入団の方に対しての。もう実績があるんです、その人に対しては。だから、その45歳があつて、その50になってから条件が変わったからもう1回その分団にきますよと、そんな方にこの45歳があるからやめてくれということも、これもおかしいと思います。それらについてちょっと明確な答弁してもらわんなね。どうなんですかね、それについて。

委員長

池田副町長。

副町長

まず年齢ですけれども、今、50歳、例えば団員やめられて、町内の方が50歳で希望されると、今の条例のままでは入団は認められないということでございます。その条項についてはどこにもございませんので、認められないということでございます。

それとあと、組織上のことをいろいろご意見賜っております。ずっと、戦後ずっと消防団というのは各自治体が設立されました。やはりいろいろなときに備えて消防団。そのときの消防団をずっと引き継いでこられて、やはり消防団の職務としての組織がございまして、上下関係。それと、やはり消防団を離れた、以外での、地域活動での、ここでは当然一個人ですので、ここについては絶対発生したらおかしいわけですが、戦後ずっと消防団がこられたときに、どの組織でも一緒ですけれども、職務上の組織と、一歩離れて職務外での組織、それを同じ考えでもってきていろいろな上下関係が、非常に難しい関係が生まれて、昨今そういう組織関係がというのは非常に難しくなっております。役場でも企業でも一緒ですけれども、一旦職務を離れたらそういう上下関係の付き合いは嫌ですよと、こういう状況になっておりますので、その職務を離れて組織外での上下関係が嫌だという人もやっぱり絶対的に若い人には出てくると思います。そこらについては、当然消防団にもやはりこれからね、言って、もっともっとやはり町からのほうも言っていないと、今の時代いろいろな、その組織を運営しようと思ったときに、やはりそれぞれ個人の考え方も変わっていますし、社会構造も変わっております。それらについては、町といたしましてはやはりもっと周知というか、お互いに勉強していかんなん問題だと、非常に、それについてはもう考えております。

委員長

ほかにちょっと委員さんのご意見等が、ほかの方の意見等、ございませんかね。ちょっと一度。 小野委員。

小野委員 やはりね、先ほども郡内で2町ですか、それから北葛城郡内で2町、年齢制限がないと、現在の状態で。これは撤廃されてないのかね、初めからないのか。

それとまあ、斑鳩町のこの条例、45歳未満としたと。これは何らかの理由で最初に条例を制定したときからあるのか、途中で制限を加えたのか。その点ちょっと明確に答えてもらえますか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 今年齢の上限を撤廃されている市町村の関係につきましては、ちょっとはっきりとはわかりかねますけれども、昭和42年のこのうちの、当町の条例を制定しておりますのは42年の10月24日に公布、施行しております。

この以前に消防庁のほうから、この条例の参考例といいますか、準則というのが出ております。それを見ますと、年齢要件は18歳以上の者ということで、上限は設けられておりませんので、これを参考にしてつくられたということも考えられます。ほかの市町村がそういうことでこれを参考に考えられたのかもわかりませんし、当町の場合は、このときにまあ参考に出ておりますけれども、それ以前よりもう既に45歳という、この条例の以前の条例がございます。その条例にも45歳という上限が設けられておりますので、ちょっとその理由は定かではございませんけれども、このときには年齢の上限は設けられておったということでございます。

ほかの市町村は、その当時上限があったかどうかというのはちょっと定かではございません。

小野委員 準則では上限なしということで、この上限のないところはその準則どおりされたという可能性があるかと。それとまあ、斑鳩町においては何かその前にあったものが年齢を制限されていたと、それで45歳としてずっと最初から条例が制定されたと。

それでね、その条例、そのときからの社会状況も違いますけどね、そ

の時分はやはり定数そのままずっとこられたのかね。消防団というのは、私も記憶があるんですがね、職員の分団っていうものがね、あったように思うんですよ。だからその当時は、この100人っていう定数があったとしたら、その分団も加えての100人だったのか、いやもう、今みたいな1分団、2分団、3分団、それから本団ということで、この前なんか総括質疑でも答弁されていたようにね、そういうので100人と決まっているのかね、その点はどうなんですか。

総務部長 この定数につきましては、この昭和42年10月24日に制定したときも定数100人ということで、変わっておりません。西和消防署ができる前までは役場のほうにも消防隊というのがございましたけど、これは消防団ではございませんので、消防隊ということでございますので、また別ということをお願いしたいと思います。

小野委員 私はね、この年令要件を撤廃するということに対するリスクっていうんですか、組織自体に与えるダメージとか、そら確かに人数をふやせるのかもわかりませんが、私は組織運営でいろいろなダメージを受けてくると思います。

それと、先ほど説明があったように、分団長に面談してもらってということで、分団長に、3条でそういうことになっているのかな。「消防団の推せんに基づき町長が、その他の団員は団長が」か。「町長の承認を得て」ということやね。町長が承認するとき、やはりその組織の中がね、分団長が、この人は大丈夫やと思うからそうして入れていって団員をふやすということに、いい方向になっていくのは私は構わないんですがね、やはり以前にね、消防団の役目としてね、防火水槽の点検というね、きちっとしたマニュアルをつくってらもらわんなら、それいかなくてはいけないとかね、そういうのをあまり認識されていない団もあれやし、どれだけの数があるんやということもあって、その、漏水を発見したらどうするんやという、それらのことも誰もできていないやろと、1年ほどかけてやってもらったちゅう経緯ありますねん。やはり、これをもし撤廃するんやったらね、その団員を面接するということに対して

もね、やはり分団に任すというようなこの形ですやんか。読み方によれば、そのように書いてある、「町長の承認を得て」となっているからね、私は、まず町のほうでね、いろいろなことを調べてもらいたいなど、そのように思うんですが、そういうことはできるんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 第3条で、「消防団の推せんに基づき町長が、その他の団員は団長が、町長の承認を得て」となっております。当然、今そういう危惧がございますので、当然、今日までも分団のほうからこういう人がありますよということで町に相談がありますので、いろいろご相談させていただきましたけども、やはりいろいろ危惧されておりますので、年齢要件を撤廃したら。それについてはもう、より以上に密にいたしまして、分団のほうからこういう人がございますよということは当然事前に消防の総務課のほうにございますので、当然いろいろ町のほうでもやはり調査といたしますか、いろいろ検討を加えまして、分団と連絡を密にしながら、より斑鳩町の消防団の団全体の消防力強化になるような人材の人が来ていただくように、当然団と連絡を密にして人選をしていきたいと考えております。

小野委員 そういうことになっているっていうものの、実際は先ほどから私が申しあげているようにね、分団の中で人をふやすためにいろいろ勧誘に歩いておられると、そういうような実態ですねん。だから分団で探してきた人、ああ、そうしたらこの年齢も撤廃されたから、そうしたら消防団へ入りますと言ってもらえた人、その人を消防団から推薦されてね、町長がそれをやはり断るっていうのはよっぽどでなかったらあかんしね。そんなんできひんのと違う、実際問題として。

副町長 分団のほうから、今こういう人が入りたいと言っておられる人もございますし、今、過去の例出されてこういう人。ただ、こういう人と言われましたけども、そうしたらその人が入られたこと自体がね、ふさわし

くない人が入っておられるのかということになってきますけども、やはり先ほど僕申しあげましたように、やはりずっと戦後の昭和40年代の組織のあり方自体が、やはり今、問われておると思うんです。その後、その当時の消防団と、また今の消防団、変わっておりますし、そのときのような考え方をずっと引きずっておったら、当然、その消防団というのはやっぱり組織としては非常に成り立ちにくいと考えておりますので、その分団にもよると思いますが、斑鳩町に限らず。それについてはやはり町全体の消防団が強固になるためには組織をどう強化していこうか、それについてはもう考えていただいておりますし、今、例えばもう年末警戒行っていたときでもそうですね。例えばもうタバコとかお酒については、もう以前と相当違ってきておりますし、そこらも消防団の意識の表れと思っておりますし、そうでないとやっぱり消防団としての職務がございますので、そこらの認識はやっぱり相当変わってきていると思います。

小野委員

後でまた委員長にまとめてもらえるんやろうと思いますけども、私としたらね、やはりこの年齢制限をなぜ撤廃するか、その意味がわからないので。撤廃したからっていつて団員がふえるものでは絶対ないと、もう確信を持って言えます。だからまあ、そのリスクのほうがだんだんだんだんやっぱり多い、多くなってくる。今の状態からまださらにそういうことができてるだろう、もし仮に撤廃してふえてきたときですよ。この年齢制限を撤廃したからといって絶対ふえることはないということも確信を持って言えますしね。その方は、年齢制限、そしたらこれ撤廃されたから入ってよということで団員が言った場合に、今度は断る理由を探さるやろうけど、もうそうしたら、ああ、しょうがない、1回入ろうかということで入ってこられる方、その方にもやっぱり意思を尊重してやっぱり入ってもらおう。そして消防活動してもらってもね、やはり今まで何年も消防団活動している若い子らにはついていけないだろうと、私は確信を持って言えます。

だから、同僚委員も継続のような話もしておられますけど、私はまあその話の中でね、この撤廃の、年齢制限の撤廃だけの修正案を皆さんに

も相談したいなど、そのように思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 いろいろ委員さんのご意見お聞きしている中で、非常にまあ難しい問題もあるんだなというふうに思って聞いていました。まあ私自身、この条例を改正することで、要件緩和することで団員さんふえるなというふうには思ったんですけども、いろいろまあ、現団員である委員の方と元団員である委員の方から団の実態も踏まえた上でいろいろご意見いただいて、まあそういう難しい問題があるのかなというふうに思ったんですけど、冒頭で、消防団のほうにもこの条例案一応見てもうて、それでまあ賛意ですかね、をいただいたと言うてましたけど、そのときには何かそのご意見等はいただかなかったんですかね。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 先ほどもちょっと申しあげたんですけども、年齢制限を撤廃するということで、過去にそういうふうな年齢の壁があっても入れなかったということを入れることができるのでいいということで賛意をいただいた、そういったご意見もございました。

委員長 ほかに委員の皆さん、ご意見。 伴委員。

伴委員 私もいろいろこう今、議論といいますか話聞かせていただいて、いろいろと、おっしゃるようになんかいろいろな考え方があるんやなど、こう思っています。ちょっとお聞きしたいのはね、この話といいますか、この年齢の話というのは、以前から消防団からあったことはあるわけですか。まあ言うたら以前から、ちょっとこの45歳ちゅうのがネックになってまんねんというような話が過去にあったのか、それとも今回、もうこのこれ、昨年12月になんかこれ、法律がこういう形で施行された、このあたりでまあこういう話を町のほうから、まあ言えば団のほうに持っていかれて

今の話になったか、ちょっと聞かせてもらえませんか。

委員長

小城町長。

町長

いろいろとこの経過というのはあると思うんです。やっぱり斑鳩町の場合、昭和42年、私、50年に議会を出していただいて、ちょうど西和広域消防組合が54年ぐらいにできたということで、町の、今、小野委員がおっしゃるように町の消防団というのと、毎年1月5日には昔のこのところで懇親会というか、まああったわけですけど、そういう中でいろいろとやっぱりお酒を飲むことがええのか悪いのかという議論も出てまいりましたのでね、まあやっぱり町の消防団は、一応西和消防ができたという段階で、一応自主的にやめようということになります。

今になってきたらやっぱりこの、その消防団になる人が少ないものですから、町の職員さんもまあ入っていただきたいという、国の総務省からも通達もございますし、そういう経過を手繰りますと、今、小野委員もおっしゃるように、年齢を撤廃したから必ず消防団員がふえるということはあると思いますし、伴さんおっしゃるように、45歳という1つの壁ですから、そら50ぐらいの人が入りたいという人も、そら以前にもあったと思います。しかしまあ、それはもう45歳ということで断っています。

それとやっぱり今まででも消防に入りたいんやという人も、やっぱり町民の中に、今、申し込みがありました。その方はやっぱりいろいろと相談する中では、やっぱりそれは断らざるを得んやろうということで断っておりますし、その現状も考えていただいたらよくわかると思います。そういうことのやっぱり中で、年齢を撤廃したから必ず団員さんはふえるとかふえないとかいう問題よりも、やっぱりちょっとでも、1人でもやっぱり2人でも、今の消防団の活性化というのか、やっぱり1人でも2人でもふやしていくというやっぱり意欲をですね、示さなければいけない。

またやっぱり消防団員の中で、うちの役場で勤務して消防団員に登録をしながらやっぱり住所変わったということでもう消防団をやめざるを

得んと、斑鳩町内ですから。町内にいてなかったらいけないということですから。そういう関係から考えますと、それでも今考えたら、消防団の中には、やっぱり学校の先生であって斑鳩に住んでいる人が消防団に入っている人もいますし、あるいはまた、県庁へ勤務しながら斑鳩の消防団に入っている方もいますから、そこらのことも今、担当にも十分聞いているんですけども、県庁に勤務していて斑鳩町消防団がええのか悪いのかということもちゃんとやっぱり確認せんといかんよということもやっぱりこれしていかなかったら、やっぱりもし万が一のことが起こったときね、やっぱりそんなもん何でこんなん県の職員が何で消防団入っているのということにもなってきますから、やっぱりそこらを十分精査をしてね、やっていかなかったら、ただやっぱりその団員さんをちょっとでも、1人でも2人でもやっぱり残していきたいという気持ち、そういうことも十分踏まえてですね、やっていっているわけですから、そういう点についてはこれからやっぱりそういうことも十分考えていかなかったら、年齢制限を撤廃するということが自身、70、80の方が入ってくるということになってきたらやっぱり審査をしてですね、それはやっぱりいろいろなことも考えてですね、やっぱりやっていかざるを得ないと思います。当然これからの時代ですから、何ぼでもそら100歳も、100何歳もいかれるわけですから、そういうことを踏まえる中で我々としてはそういう年の関係もございまして、この際にやっぱりひとつ考えていきたいということでございます。

伴委員 こうずっと、私、これ、お話お聞きして初めて、これ、定年がないような話、これもちょっときょう初めて私は知ったような次第で。これはよそも全部、この消防団ていうのは定年がないものなんですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 市町村によっては定年を設けておられるところもございまして。60歳定年という形で設けておられるところもございまして、例えば大和高田市でしたら65歳とか、橿原でしたら65歳というような形で、宇陀市

でしたら60歳というような形で定年を設けておられるところはございます。

伴委員 地域によっては定年というものもある。まあ、斑鳩町はないというような、今、話ですねけど、斑鳩町とすれば、今現在、わかればですけど、団員さんの平均年齢といいますか、というのはどのあたりに今なっているか、もしわかれば教えていただけますか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 平均年齢のほう、ちょっと出しておりませんが、例えば20歳から29歳までが8人、30歳から39歳までが18人、40歳から49歳までが33人、50歳から59歳までが18人、60歳以上が9人というふうな構成になっております。

伴委員 今、年齢構成聞かせていただいて、40代の方が一番多いというような形を考えていくと、この確かに45歳というこの、いうのはひとつ考えていかなあかんの違うかというようにも思いますね。一番活躍して、中心になって活躍されているところが40代の方が多いというような感じもしますので、私自身はこれ、年齢制限は一度なくしてもいいんじゃないかなと、こういうように私はちょっと思います。以上です。

委員長 辻委員。

辻委員 今45歳で定年ということで、からということで書いてある、なかなかいろいろ意見聞かせてもうたら難しい問題もあるのかなというのは、今しますけども。今の話聞いていたら、団員の分団というか団のほうからかって、一応募集かけても45歳以上の方が申し込みあったら断らざるを得ないという条件もひとつ緩和するべきかなっていうふうな気もしますし、一方また、80、90も、私も70になりましたけども、70の者が入団しにいったら、これは組織大体わかっていますよって、班長も

おられ、一番ヒラで入って、まあ70の者が入って、上下関係ありますので、まあそれはいろいろと難しい問題もあるし、その辺はもうその分団長に判断を任さんなんし、やっぱり自分らで判断して入団していくべきやと。まあ80もなったら恐らくはついていけないというのがやっぱり自覚されると思いますので。一応、私は撤廃ということについては、ある程度、これから今後の推移を見ていく中では、1つの方策かなというようには思っています。

それと1点だけちょっとこうお伺いしたいですねんけども、ここで、区域内に勤務しているということありますけども、例えば1つの例、今、斑鳩町の役場に勤務していたら、これは2分団に当然なりますね。それが例えば保健センター、生き生きプラザに勤務した場合、これまた1分団になるのかどうか。もう斑鳩町、役場の職員は2分団ですよと、まあ各事業所の地域によって多分分団決めるとは思いますけども、その辺の振り分けはどうされるのか、その辺だけちょっと。

委員長 乾総務部長。

総務部長 人事異動等でそういった出先機関に勤務する場合は当然出てまいります。その場合は、当然今の区域の中でやったら区域のところの住所地の分団ということになりますので、変わっていくということになりますけど、そういう形をとらずに、まあ今は考えておりますのは、これはまあ分団ともご相談させてもらわなあかんことやと思うんですけど、今思っていますのは、斑鳩町役場の所在地のところの分団で入ってもらうというように、人事異動で変わった場合であっても2分団でというふうには今考えていますけど、これはまあ、ほかの事業所さんの関係もありますので、これはまたご相談させていただかなあかんことかなというふうに思っております。

辻委員 区域内というのはなかなかちょっと。区域内に勤務、住民及び勤務しているというのは、これはもうええと思います。3分団ありますので、その辺のこう、どこに入ってもらうというのがなかなかちょっとこう、

ある程度はやっぱり分団と協議してもらおうほうがええのかなというのと、それと、定年を設けるといこともされていますけども、私も自警団も入っていますけど、並松の自警団、70歳で定年となって、一応なっていますけども、定年なりますけども、やっぱり定年、これから定年は設けて、今はないですけども、今後定年という話も出てきますので、その辺は定年はやっぱりある程度設けないほうがええのかなっていう気はしますけども、今、そういう定年の話も出てましたよって、そういうことも1つ加えてお願いしておきます。

一応、この今の条例については、一定まあ、ある程度今後の推移を見ながら、いろいろな不都合があったらまた検討してもうたら結構ですけども、一応今の45歳を撤廃して、まあ50に、よそは50とか51とかいろいろな年齢制限ありますけども、それをどのようにするのかというのもなかなか難しいですので、一応まあ、今回のこの条例についてはある程度、私は今のところ一応賛同はさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 暫時休憩させていただきます。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時43分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、11時まで休憩させていただきます。

(午前10時43分 休憩)

(午前11時00分 再開)

委員長 それでは、再開をいたします。

町のほうがですね、条例を提案されてこられたっていうのはですね、今の地域における防災活動の担い手を十分に確保できないという現状ですね、変えるために町のほうが提出されてこられたとは思いますが

れども、先ほど小城町長のほうがですね、それとはちょっと、提出された意見とちょっと違うニュアンスで答えられましたので、そのことについて、担当委員会として確認をさせていただきます。 小城町長。

町 長 私は、年齢制限を撤廃してできるだけ消防団員をふやしていこうという気持ちは、もう十分ございます。ただまあ、45歳を撤廃してということで、50前後ぐらいの方は何人か入っていただくとおっしゃることを申しあげたと思いますけども、できるだけやっぱり入っていただく努力をこれからやっぱりしていくことは、やっぱりもう年齢制限をやめましたからですね、そういう目的で我々としては消防団員を1人でも2人でもその方を探していきたいと思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 その努力をということなんですがね、今までから私も同僚委員も言っているように、組織の後の不協和音というんですか、それらに対してもね、やはり明確な、どう言うんですか、責任問題、任命するということになっていますので、町としてもそういうことが、もし仮に消防団、分団のほうからそういう苦情というのがきた場合にはきちっと対処してもらいたいなど、そのように思うのと、先ほど消防団の区域ということで、分団の区域のことで、それは、私はもう少し緩和した考え方。やっぱり斑鳩町の消防団ですのでね、何も旧の町村の分団という、これもおかしい話なんですよ。旧龍田町、それから旧法隆寺村、旧富郷村ということで、1分団、2分団、3分団と、言葉も変えているんやからね、何もそういうエリアでね、ものを言うて、その団員をそこで、例えば仮に2分団の団員が少ないと、30人確保するのに少ないと、だからという、職員をそうして話しするとか、そういう問題で私は。斑鳩町は1つなんですから。もう斑鳩町っていうようになって、22年、昭和22年からですのでね、その旧の考え方ちゅうのは撤廃してもらいたいし、その、もしそれで不都合がおきるようなことがね、それはもう非常事態で消防団、役場のサイレン鳴ったらどこの分団も出てきます。だけど、そこで1分

団のエリアやからと言うて、もう後じまいという形でね、いろいろ団員頑張ってくれているけどね。

先ほどちょっと休憩のときでも嶋田委員とも話ししていたけどね、やはり消防団には入って活動したいんやけど、やっぱり人間関係で、自分はその分団へ行かんなんいうように、その区域ね、分団というものに対してもっと緩和したほうがいいと思うんですよ。以前にもそういうことで、1分団で活躍してくれていた団員が3分団の、東小学校のほうへ転居したと。そのことで、1分団でも長いことおってくれたんやけどね、ほかの理由で団やめたと思いますけど、やはりいろいろなことが聞こえてくるんですね。あいつ3分団のところに転居しているのに何で1分団に残っているんやとかね、いろいろな方面からもそういう声が聞こえてくる。だからその、配置っていうことに対してはね、やはりもうちょっと弾力性を持ったやり方で認識をしてもらいたい、そのように思うんですが、それらについてはやはり今までどおり旧の体制でやっていくと考えておられるんですか、どうですかね。

町長 今、小野委員おっしゃるように、当然そういう関係等についてはやっぱり消防の本団とも十分協議を申しあげてですね、やっぱりその本人の希望ちゅうんですか、そういうこともありますやろうし、それも十分聞かせていただいて、最終的に団長等にですね、配分をいただくということでお願いしていきたいと思っております。

小野委員 今ね、団長とももちろん相談してもらって、だけど、その、こういう組織のね、考え方、町の考え方がね、一番最初、大事やと思います。先ほどだったら、当然職員の区域は2分団ですから2分団ですと。そんな考えでは、私は、団長と相談することもいらんし、団長に相談したら、え、町がそう言うてるねんからそうでしょということになりますよ。その点はしっかりと、やっぱり町長、指揮官ですから、職員にもそういう意味のことをきちっと認識してもらおうように今この委員会でも申しあげておいてほしいなど、そのように思うんですが、どうですか。

町 長 おっしゃるとおりでございます、十分その、今度また入団する、町職員が入団するとしたら、やっぱりそのことを十分聞かせていただいて、やっぱりその町としての、私、消防長として、あるいはまた団長とまた副団長、役員とですね、相談させていただいて決めていきたいと思っています。

小野委員 今町長もそうしておっしゃってもうているので、やはりそこらは斑鳩町は1つやという考え方でね、持っていってもらわんなら、職員なんかでたくさんあれしてもらっても、2分団だけがふえて100人の定数になるというのは、これはまた異常なことになってくるし、そこらは弾力性を持って、もうこれしかだめだというようなね、今までの悪習というんですか、慣例、それは時代の変化とともに変わっていくんやという認識を持ってもらいたい。それで条例違反とは、私はならないと思います。区域っていうのは斑鳩町の区域ですので、その配置についてはやはりもうちょっと弾力を持ってやっていくんだという、そういうことを今おっしゃってもうたと、そのように認識しておきます。終わります。

委員長 ほかに委員の皆さま方、ご意見ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 いろいろな意見出ていますけども、私としては、緩和することによって消防団の方が入っていただける条件を広げるということについては賛成の立場ですし、それは皆さん一緒だというふうに思うんです。ただまあ、やっぱり実際の団の運用される中で、年齢の上限は設けたほうがいいと、そのほうが運用しやすいという声があるんでしたら、その点については、まあ最終的にはそれは賛成とか反対とかいうことになるんですけども、できたら委員会としてもまとめられないのかなというふうには思っています。今回、この条例改正ということで、項目については2点挙げられていますんで、このことをやっぱり基準にして、結論をどう出していくのかというふうに審議をするべきかなというふうに思います。その中でですね、私はまあ、45歳の上限っていうのは撤廃をして、さらにまあ、逆に上限のほうを設けていくという嶋田委員のおっしゃった

意見のほうで、に賛成ではあるんですけども、ただ、町のほうでもですね、じゃあ、年齢いくつやったらいいのかという点については非常に決めにくいということもあるので、その辺について、できたらまあ委員会として提案できるような形で、その年齢についてまとめられたらなというふうに思っています。

それとですね、そういう提案をするに当たって、やはり消防団のほうにも、こういう形で考えているけどもどうですかという意見はね、やっぱり聞いた上で最終的に結論出していくべきだというふうに考えますので、だからまあ今回については継続を打って、この後消防運営委員会もありますし、またそこまでに案が示せないのであれば、それ以降もですね、意見を聞く時間というのはあると思います。すぐにこれ結論出さないといけないという問題でもないと思いますので、そこはやっぱり慎重に審議をして、きちんと皆さんの納得いくような形で結論を出していくべきだというふうに思っています。

委員長 ほかに委員の皆さま方、ご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 先ほど私も話しさせてもうて、繰り返しになってしまいますが、こうずっと議論聞かせていただいて、私は今回のこの改正案に対しては、私はこれでいいんじゃないかと。そのかわりやはりいろいろな委員さんからの意見というのは、非常にいい意見がすごく出ていると。やっぱり、本当に消防団を活性化していかなあかんというような形で意見が出ているというように私は思いますので、そのあたりも今後、ほか。これはこれで、そしてまた非常にいろいろな面で緩和していくというような改正というものもしていただいたり、また対応をしていただいたりというように思っております。

委員長 ほかに委員の皆さま方、ご意見ございませんか。

ただいま各委員の皆さま方からいろいろなご意見をいただきまして、木澤委員がおっしゃるように、今回町が提案されてこられました議案第20号について、これはこれで当委員会として結論を出してもいいので

はないのかなというふうに考えております。

それと、今回いただいたですね、委員の皆さま方の意見に対しましてですね、やはり斑鳩町の地域防災力の強化という面からも、おいてですね、やはり改善していかなければいけない点が多々あると思いますので、そういうことについて、また継続審査を打つべきかどうかという点については、ちょっと分けて考えるほうがいいのではないのかなとは思うんですけれども。

だからちょっと皆さま方にご確認させていただきたいのは、きょうですね、この議案第20号について決をとるかとらないかということについてお諮りさせていただきたいと思います。南海トラフ巨大地震も予測されている中でですね、そんなにのんびりと議論している暇はないのかなというふうにも思いますのでね。きょうですね、この議案第20号について決をとるべきかとらないべきかということについて、ちょっと委員皆さま方のご意見、お聞かせいただきたいなというふうに思います。 木澤委員。

木澤委員

そら確かに南海トラフ地震、いつ起こってもおかしくないんですけども、これ、より充実をしていこうってことでするので、直ちにこれ結論を出さないと地震に間に合わないとかそういう問題でもないとは思ってます。委員長おっしゃったように、いろいろ出た意見の中で規則等に対応していく部分についてはちょっと別個の議論として今後もやっぱりいろいろ審議をしていくべきかなというふうに思います。ただ、この条例改正についての結論を出すということについて、年齢制限をどうするのかということでは、きょう結論を出すというのはちょっと難しいんじゃないかというふうに思っていますので、その点については継続打って、より具体的に年齢上限をいくつにして、それで賛成が得られるのかどうかという点でちょっとまた継続審査を、この議案については継続を打っていただくのがいいのかなと、私はそういうふうに思っています。

委員長

小野委員。

小野委員 委員長はね、いろいろ考えていただいているんだと思うんですけどね、私もね、委員会の進め方としてね、すぐにこの結論出さんないかんとか、そういう問題では、私はないと思います。本会議から付託を受けていますので。だから、委員会審議の中でね、その内容についてもう少し深くやっていくためには、きょうの委員会ではちょっと理解しにくいところがあると。そうかといってこれを否決とかね、そういう形にもっていくことになる。今木澤委員が言うように、やはりよりいいものにしようと、そのためにはやはりきょうの委員会では継続ということをお願いしたいと、そのように思っています。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 きょういろいろ意見出しましたし、ほかの委員さんからも意見は出てまいりました。斑鳩町消防団をふやしていくということでは皆さん同じ考えだとは思いますが。それをどうしていくかということではいろいろな意見が出、また、理事者側からも、女性消防団員もオーケーやとか、そういう話も出てまいりました。施行期日は、この条例は公布の日から施行しますということで、いついつかまでにしなければならないということではないと思いますのでね、これはじっくりと議論していくべきだと私は思います。マルかバツかだけの問題ではないと、このように思います。

委員長 伴委員。

伴委員 私は、確かにもういろいろな問題といたしますか、今後のテーマというのはありますが、この、きょう出たこの条例改正案に対しては、私はこれ、問題ないんじゃないかと、こういうように思っております。

委員長 今、各、総務常任委員の各委員のほうからこういういろいろご意見いただきました中でですね、半数以上の委員の方々が継続審査ということではですね、継続審査を打っていかせていただくということで皆さま方

にご了解をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、この案件については、今後継続審査ということで終わらせていただきます。

それでは、次に(4)議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

企画財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、第4目農林水産業費国庫補助金の第1節農業費補助金で、去る2月14日の大雪により被災した農産物の生産に必要な施設の復旧及び撤去等費用の支援について、被災農業者向け経営体育成事業補助金が交付される見込みから、1,445万円の増額補正をお願いするものであります。第5目商工費国庫補助金の第1節商工費補助金では、地域での経済循環の創造など地域活性化に向けて、民間事業者が地域金融機関から融資を受けて実施する事業の初期投資費用について、地域経済循環創造事業交付金が交付される見込みから、2,000万円の増額をお願いするものであります。第15款県支出金、第2項県補助金では、第2目民生費県補助金の第3節障害福祉費補助金で、本年10月1日から、県の精神障害者医療費助

成制度の助成対象が全診療科の入院・通院に拡充されることから、243万6千円の増額補正をお願いするものであります。第3項県委託金では、第1目総務費県委託金の第3節統計調査費委託金で、平成26年全国消費実態調査の調査地域に指定されたことから、全国消費実態調査事務市町村交付金70万7千円の増額を、経済センサス事務市町村交付金では、平成26年経済センサス調査において、商業統計調査が同時実施されることとなっており、その調査員報酬の増により、34万1千円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。第20款諸収入、第5項雑入では、第5目雑入で、消防団員4名が退団されたことから、消防団員退職報償金受入金193万5千円の増額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正の内容となっております。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。初めに、第2款総務費、第2項徴税费では、第2目賦課徴収費で、配当割・株式等譲渡所得割控除不足分の還付見込額が当初見込みを上回ったこと等により、900万円の増額補正をお願いするものであります。第5項統計調査費では、第1目指定統計調査費で、歳入で申しあげたとおり、平成26年全国消費実態調査の調査地域に指定されたこと等から、調査活動等費用として、104万8千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第5目医療対策費で、歳入で申しあげたとおり、県の精神障害者医療費助成制度が拡充されたことから、システム改修費及び助成費用として、758万4千円の増額補正をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第5款農林水産業費、第1項農業費では、第7目地域農政推進対策事業費で、歳入で申しあげたとおり、大雪による農業被害について支援してまいりたいことから、2,115万2千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第6款商工費、第1項商工費では、第2目商工業振興費で、平成25年度に引き続き、10%の割増金をつけた斑鳩プレミアム商品券等の発行を、そして、本年度から新たにプレミアムリフォーム商品券の発行を計画さ

れており、その支援をしてまいりたいことから、20万円の増額補正をお願いするものであります。第5目歴史街道ネットワーク事業費では、歳入で申しあげたとおり、地域経済循環創造事業交付金を活用し、民間事業者が行う店舗開設に伴う経費の一部を助成してまいりたいことから、2,000万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で、歳入のところで申しあげました退職報償金193万5千円の増額補正をお願いするものであります。

11ページにお移りいただきまして、最後に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源として2,105万円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政
課長

以上で、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま説明が終わりましたので、何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

それでは次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告させていただきます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。お手元に配付いたしております資料2、平成25年度 斑鳩文化財センター入館者数（平成26年3月31日現在）によりまして、平成25年度の入館者数を報告いたします。資料の構成につきましては、1の通常開館における入館者数と、2から5の企画展また特別展の開催期間における入館者数、そして、6の入館者総数に区分して整理しております。初めに、1の通常開館では、各月の下の計の欄をご覧くださいなのですが、開館日数が185日、入館者数は7,020人で、前年度比では979人の増となっております。以下、同様に見ていきますと、2の春季企画展では、開館日数が30日、入館者数は1,464人で、前年度比126人の増となっております。3の夏季特別展では、開館日数が48日、入館者数は1,350人で、前年度比491人の増、4の秋季特別展では、開館日数が30日、入館者数は2,310人で、前年度比129名の増、5の冬季企画展では、開館日数が18日、入館者数は711人で、前年度比1,859人の減となっております。これらを合わせました6の入館者総数は12,855人で、前年度比105人の減となっております。ただし、昨年度におきまして、冬季特別展において小田原市交流展を実施していることを勘案しますと、平成23年度の入館者数11,970人と比較いたしますと、885人の増となっているところであります。

また、リピーターの状況でございますが、入館者数の約4割となっておりますことから、順調に推移しているものと考えております。

次に、現在開催しております春季企画展「中宮寺跡―徳太子建立の尼寺―」の関連事業についてでございます。去る6月8日、中央公民館大ホールにて歴史講演会としまして、奈良大学の東野治之教授、そして奈良文化財研究所の箱崎和久遺構研究室長をお招きしまして、中宮寺跡に関するご講演をいただき、約120名の参加をいただいたところであります。また、この日曜日ではありますが、6月15日には、史跡中宮寺跡現地におきまして、これまでの調査成果や整備計画などについて説明する、現地見学会を開催してまいります。

次に、前回の委員会でご報告しておりましたが、今年3月に奈良大学の協力を得て実施いたしました斑鳩大塚古墳出土の埴輪などの出土品について、速報展「斑鳩の文化財展―平成25年度実施の調査成果展―」を実施いたします。期間は、夏休み期間中の7月24日から8月12日までとしております。

次に、こども考古学教室の開催であります。例年多くの参加者を得て好評のこども勾玉づくり教室を8月の3日に、そして、こども鏡づくり教室を8月24日に開催するほか、今年度の新しい取り組みといたしまして、こども一日学芸員体験を、夏休み期間中の8月22日に開催してまいります。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。今年度の整備工事につきましましては、7月中旬頃に契約すべく、現在準備を進めているところであります。また動きがございましたら本委員会にご報告させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。
木澤委員。

木澤委員 こども一日学芸員体験ですね、内容だけ教えてもらえますか。

生涯学習 今年度初めてということでございます。すみません、説明が足りませ

課長 んでした。文化財センターの学芸員の仕事について、講義を受けましたりとか、あと、遺物の洗浄作業の体験ですとか、そういった、あとまあ展示作業ですね、そのあたりの実際の作業も体験していただくということで考えております。

木澤委員 対象は。

生涯学習 対象は、小学校4年生から6年生としております。

課長

委員長 ほかに何かございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっております。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 それでは、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきましてご説明をさせていただきます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。まず、1ページ目の公益財団法人斑鳩町文化振興財団収支計算書前年度比較についてであります。この収支計算書は、平成25年度の収入、支出の明細表となっており、各事業活動別に前年度と比較して各科目の執行状況の増減を表したものでございます。初めに、ローマ数字のIの事業活動収支の部であります。

1の事業活動収入は、前年度と比較して39万3,349円の増の1億4,006万3,794円となっております。この主な内訳は、(2)の事業収入の自主事業収入で、住民参加型事業での減収などにより、76万3,280円の減、(3)の受託事業収入では、施設管理受託事業

収入で、施設管理運営費において、光熱水費や正規職員1名が育児休業を取得したことによる臨時職員の雇用などにより増額となったことから、310万7,659円の増、使用料収入で、小ホールや研修室の利用が増加したことから、48万8,790円の増、受託事業収入で、平成24年度に受託した町制65周年事業と宝くじまちの音楽会に係る収入の減により、219万3,614円の減などとなっております。また、(4)の会費収入では、いかるがホール友の会に係る収入で、平成25年度から入会費を無料にするとともに、個人年会費を1,500円から1,000円に引き下げたことから、16万6千円の減となっております。

次に、2の事業活動支出は、前年度と比較して、39万3,349円の増の1億4,006万3,794円となっております。この主な内訳は、(1)の事業費支出の①自主事業費支出で、育成型事業において開催事業や開催講座数をふやしたことから、74万9,331円の増、受託事業費支出で、事業活動収入で申しあげたとおり、2事業の減により、219万3,614円の減となっております。次に、⑤施設管理運営支出では、光熱水費や正規職員1名が育児休業を取得したことによる臨時職員の雇用などにより増額となったことから、223万3,973円の増となっております。

この結果、平成25年度では、事業活動収入と事業活動支出が同額となり、事業活動収支差額は0円となっております。

次に、ローマ数字のⅡ投資活動収支の部、Ⅲの財務活動収支の部、Ⅳの予備費支出につきましては、平成25年度においての、収入、支出ともなく、収支はございませんでした。

続きまして、いかるがホール施設管理運営費の内容についてでございます。裏面の2ページをご覧くださいませでしょうか。本表は、いかるがホール施設管理運営費の経費の内訳を表したものでございます。平成25年度のいかるがホール施設管理運営費は、一番下の行でございますが、前年度と比較して、157万8,925円増の1億251万7,969円となっております。これらの費用を前年度と比較しますと、人件費が正規職員1名の育児休業の取得により、222万3,425円の減、光熱水費が電気料金の値上げにより、212万7,111円の増、委託

料が大ホール、小ホールの同日貸出しによる舞台管理業務人員の増により、10万4,168円の増、事務費が正規職員が育児休業を取得したことによる臨時職員の雇用や舞台消耗品の購入等により、128万7,171円の増、修繕料が経年劣化による修繕の増により、35万6,500円の増となっております。

続きまして、文化振興財団の自主事業等の収支内容についてでございます。3ページをご覧くださいませでしょうか。まず、自主事業比較表についてでございますが、この比較表は、文化振興財団が実施した自主事業の収支差額に着目した分析となっております、右端の平成25年度の合計のところをご覧くださいませでしょうか。平成25年度は、事業収入が1,091万2千円、事業支出が1,231万2千円で、収支比率は88.6%となっております。

最後に、いかるがホール友の会会員数の推移についてでございます。右端の平成25年度のところをご覧くださいませでしょうか。平成25年度の会員数は、一般会員が504人、法人会員口数が79口で、総数で583人となっております。

以上、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(2)斑鳩町と奈良県立大学との包括的な連携協定について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、斑鳩町と奈良県立大学との包括的な連携協定につきまして、ご報告を申し上げます。

現在、奈良県立大学と包括的な連携協定につきまして、大学と協議を進めさせていただいております。具体的な連携協力の内容につきまして

は、今後、検討を重ね協議していくこととなりますが、本町といたしましては、まちづくりや観光創造などの分野を中心に奈良県立大学と連携協定を図ってまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町と奈良県立大学との包括的な連携協定につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(3)平成25年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(3)平成25年度の町税の収納状況についてご報告を申し上げます。資料4のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらの資料につきましては、上段の表に平成25年度の町税の税目別の収納状況を、下段の表に、参考といたしまして、過去5か年の年度別の収納状況をあらわしております。初めに、上段の表の一番下、合計欄の計の行をご覧くださいませでしょうか。平成25年度の町民税を初めといたします町税の収納状況につきましては、予算現額28億8,625万円に対しまして調定額が30億1,668万3,199円で、前年度の調定額30億1,227万8,739円と比較をいたしまして、0.1ポイント、440万4,460円の増加となっております。

次に、収納額につきましては28億9,691万8,292円で、前年度の収納額28億7,940万4,633円と比較をいたしまして、0.6ポイント、1,751万3,659円の増加となっております。調定額に対しまして収納率は、現年分が98.7%、前年度から0.1ポイントの上昇、滞納分は32.3%、前年度から6.0ポイントの上昇で、全体では96.0%、前年度から0.4ポイントの上昇となっております。

次に、滞納累積額の状況についてでございますが、この合計欄の計の右から4つ目の、調定額に対する収納残額のところをご覧くださいませでしょうか。平成26年5月31日現在の滞納累積額は、1億1,119万6,453円となっております。平成24年度決算の滞納繰越額1億2,367万9,383円と比較をいたしまして、1,248万2,930円、10.1ポイントの減少となっております。

以上、平成25年度の町税収納状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、(4)子ども・子育て新制度に伴う幼稚園等の利用手続きについて(案)について、理事者の報告を求めます。安藤教育委員会総務課長。

教委総務 課長 それでは、子ども・子育て新制度に伴う幼稚園等の利用手続きについて(案)について、ご報告申し上げます。資料5をご覧ください。

当案件につきましては、6月11日の厚生常任委員会において報告されたところですが、当委員会におきましては、そのうち幼稚園に係る部分につきましては、ご報告をさせていただきます。なお、関連する法律は成立しておりますが、省令等が示されておられませんので、資料に案とつけさせていただきます。

まず、1. 子ども・子育て新制度について、ご説明申し上げます。急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、平成24年8月に、総称して子ども・子育て関連3法とありますが、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律が成立したところであります。

これらの法律に基づきまして、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国的にスタートする予定でございます。

この制度の主なポイントでございますが、まず1つ目といたしまして質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を行うこと。2つ目として、保育の量的拡大また確保すること。そして、3つ目として、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされております。

次に、2. 新制度における認定制度についてご説明申し上げます。新制度のスタートに伴いまして、幼稚園や保育所等の利用については、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。この「支給認定」という言葉ですが、教育・保育のサービスの給付を受けるという意味から支給認定という表現が使われております。(1) 支給認定の種類であります。支給認定には3つの区分があります。まず、1号認定でございます。満3歳以上就学前の子どもで、主に幼稚園を利用される場合となっております。次に、2号認定は、満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども、そして3号認定は、満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子どもとなっております。そして、欄外に※印で記載しておりますが、新制度に移行しない幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。また、公立幼稚園につきましては、新制度に移行するものとされております。なお、町内、近隣の私立幼稚園が新制度に移行されるかどうかについては、各園ともまだ意向は示されていない状況でございます。

裏面をご覧ください。(2) 保育の必要量に応じた区分でございますが、これは保育所の認定に関する部分でございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、(3) 利用手続きの流れについてでございます。①幼稚園を利用する方についてでございますが、これまでと同様、各幼稚園に直接入園申込を行っていただきます。入園内定後、幼稚園を通じて支給認定の申請を町教育委員会に行い、また、幼稚園を通じて認定証等を受け取ります。なお、町立幼稚園についての対応でございますが、現在、省令等が示されていない状況で詳細が不明なところではあります。支給認定の手続きが保護者の負担増とならないよう、できる限り簡素化して行ってま

いりたいと、このように考えております。②保育所を利用する方については、説明を割愛させていただきます。

そして、3. 今後の広報等の予定でございますが、入園申込みの時期に合わせてお知らせをするということから、8月号広報、また、10月号広報におきまして幼稚園等の利用手続きについての記事を掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、子ども・子育て新制度に伴う幼稚園等の利用手続きについて(案)の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから1点ございます。来年の、平成27年の4月1日採用の職員採用試験第1次試験につきまして、本年9月の21日に実施をする予定でございます。なお、8月号の広報及び町のホームページ等で掲載をする予定でございます。以上でございます。

委員長 そのほかに、理事者のほうから何かありませんか。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点、彫刻の寄贈につきまして、ご報告を申しあげます。

このたび、安堵町在住で日本彫刻会会員である岩谷誠久様から、彫刻作品の寄贈の申し出がございましたことから、受入れをさせていただきます。寄贈される作品は第45回日展において入選された作品で、作品名は「隠岐」、樹脂製の高さ約2mの青年像となっております。設置を

させていただく場所は、いかるがホールに設置してまいりたいと考えております。以上で、寄贈につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかに報告しておくべきことはございませんか。 安藤教育委員会総務課長。

教育総務 それでは、教育委員会事務局総務課から、2点ご報告いたします。

課長 まず、学校照明設備のLED化工事についてであります。学校校舎の照明器具を学校施設単位で5か年計画によりLED照明に更新をし、学校施設の消費電力の低減、また環境に配慮した学校施設の整備を進めてまいります。本年度は、斑鳩小学校の本館、北・中・南館、そして資料館の教室、廊下、トイレ及び職員室などの照明施設のLED化工事を行う予定をしております。施工につきましては、授業に影響の出ないよう、夏休み期間を利用することとしており、現場工期は7月の19日から8月27日までを予定をしております。また、このLED化工事に伴いまして、LEDの特性や環境負荷の低減など、環境教育の一環といたしまして、授業などで取り上げていくこととしております。

次に、子ども模擬議会の開催についてであります。本年も子ども模擬議会を開催させていただくこととしており、議長さんとも相談させていただく中で、8月12日の火曜日に開催することとなりました。当日は、午前9時30分から正午までの予定で、議場をお借りいたしまして、町内の小学校6年生及び中学校1年生の20人の児童生徒が、「夢のある将来の斑鳩町について」というテーマで意見や希望を述べて、理事者がこれに答えるという一般質問の形式で執り行うものでございます。また、前日の8月11日月曜日には、議場をお借りしてリハーサルを行う予定をしております。議長様におかれましては、大変お忙しい中、2日間にわたるご協力、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、学校照明設備のLED化工事、子ども模擬議会の開催についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかにごございませんか。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習課より1点、都市計画道路法隆寺線整備に伴います中央公民館の工事についてご報告いたします。

去る6月10日の建設水道常任委員会にて、法隆寺線の地権者と6月16日に契約予定であるとの報告がなされております。この契約により、まして、中央公民館の敷地の一部で工事が必要となっております。工事実施に当たりましては担当課の都市整備課と十分連携し、利用者への周知及び安全の確保を第一に慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ただいまの報告に対しまして、質疑、意見があればお受けをいたします。 木澤委員。

木澤委員 職員採用、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ほかに何かご意見はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けをいたします。 小野委員。

小野委員 昨日ね、錦ヶ丘の定例役員会要旨報告というのが回ってきましてね、その中に、守谷池の草焼きによる被害に関してということで書かれておるんですよ。被害があったので、町に連絡し、町と水利組合による検分

が行われましたと。それからまた役員会でね、ほかの家庭にもあったと
いうことで、町と組合に検分をお願いしましたと。過去、夜分に発火も
したということで、次年度に向けて厳重に注意するよう申し入れました
ということで報告いただいているんですがね、自治会からもそういうこ
とに対しては、総務のほうで受けてくれているのかなど。草焼きのこ
とですから観光産業課のほうかなとも思いますねんけどね、総務のほうで
何か聞いてはりますか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 当日、守谷池の周辺からそういうふうな火が出た、燃やしておるとい
うことの連絡をお受けをいたしまして、観光産業課のほうに連絡をいた
しまして、管理者である方が燃やしておられたということで、注意をさ
せていただいたというところでございます。

小野委員 注意じゃなくてね、被害が、これでね、樹木がね、熱風により大きな
被害を受け、即、町に連絡し、町と水利組合による検分が行われました
と書いてある。だから、どういう具合に対処したんかなということをち
よっと聞きたかってんけど。何もしてないのか。

総務課長 連絡をお受けをいたしまして、水利組合のほうで燃やしておるとい
うことでございましたので、直ちに現場のほうに行きましてですね、確認
をいたしました。

小野委員 それ、確認しただけ違うやろと言うてるねん。それでね、水利組合が
燃やしているというのは、消防へもちゃんと届出しているし、ちゃんと
回覧も回っているんや。だからそれはそれでいいねやけど、そのこと
に関して被害が起きているということを役員会でもこれ、やっているんや。
だからそれに対してね、自治会を担当している総務としてはね、どのよ
うに対処するねん。そんなん確認しただけやって、そんなん違うやろと。
それを今言いたかったけど、もう時間ないからやめておくわ。何を言う

とんねや、お前らは。

委員長

ほかに何か、その他について何かございませんか。

(な し)

委員長

それでは、継続審査案件についてお諮りをさせていただきます。

お手元に、閉会中の継続審査案件申出書にですね、配布しておりますけれども、先ほどの議案第20号をですね、これに追加させていただきます。当委員会として引き続き調査をするということに決定させていただきますことにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たりまして、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

どうも皆さんお疲れさまでした。

(午後 0時00分 閉会)